

〈群馬県前橋行政県税事務所からのお知らせ〉



自動車税の納税は、6月1日(月)までに!!

自動車税は、道路の整備だけでなく、医療、福祉、教育の充実など、安心・安全な暮らしを確保するための財源として、大切に使われています。

◆ 自動車税は、コンビニエンスストアのほか、県内金融機関、郵便局、行政県税事務所、自動車税事務所、「Pay-easy（ペイジー）」対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMでも納税できます。

◆ 問い合わせ先

群馬県前橋行政県税事務所 TEL 027-234-1800

又は群馬県自動車税事務所 TEL 027-263-4343

※ 継続検査用、構造等変更検査用の納税証明書について

自動車を譲渡する場合には納税証明書も一緒に渡し、自動車を譲り受ける場合には納税証明書も一緒に受け取りましょう。

へ前橋市からのお知らせ

■ 軽自動車税

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。5月中旬に所有者へ納税通知書を発送します。6月1日(月)までに納めてください。

● 軽四輪車・軽三輪車の

税率引き上げ

税制改正において軽自動車税の税率が見直され、4月1日以降に新車新規登録した軽四輪車・軽三輪車は税率が引き上げられます。

● 小型特殊自動車などの

税率引き上げを1年延期

小型特殊自動車(農耕用など)・原付自転車(125cc以下のバイク)・軽二輪・二輪の小型自動車・雪上車の、平成27年度の税率引き上げは1年延期になり、平成28年度分から引き上げられます。

● グリーン化特例(軽課)

平成27年度に新車新規登録した軽四輪車・軽三輪車の軽自動車のうち排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両は、その燃費性能に応じて、軽自動車税の税率を軽減する特例措置「グリーン化特例(軽課)」が平成28年度分に限り

適用されます。別表のとおり

別表(平成28年度分のみ適用)					(年額)
平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録した軽自動車					
	①	②	③	①~③以外	
	平成21年排出ガス基準値より、窒素酸化物10%低減かつ	平成17年排出ガス基準値より、窒素酸化物75%低減 かつ	平成17年排出ガス基準値より、窒素酸化物75%低減 かつ		
	・電気自動車 ・天然ガス自動車	・(乗用)平成32年度燃費基準+20%達成 ・(貨物)平成27年度燃費基準+35%達成	・(乗用)平成32年度燃費基準を満たすもの ・(貨物)平成27年度燃費基準+15%達成		
		※内燃機関の燃料がガソリンの軽自動車	※②の軽自動車を除く、内燃機関の燃料がガソリンの軽自動車		
四輪	乗用・自家用	2,700円	5,400円	8,100円	10,800円
	乗用・営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
	貨物・自家用	1,300円	2,500円	3,800円	5,000円
	貨物・営業用	1,000円	1,900円	2,900円	3,800円
	三輪	1,000円	2,000円	3,000円	3,900円

※お持ちの車両の燃費基準の達成状況については、車検証の備考欄をご確認ください。

□ 問い合わせ先
前橋市役所市民税課諸税係
TEL 027-898-5842